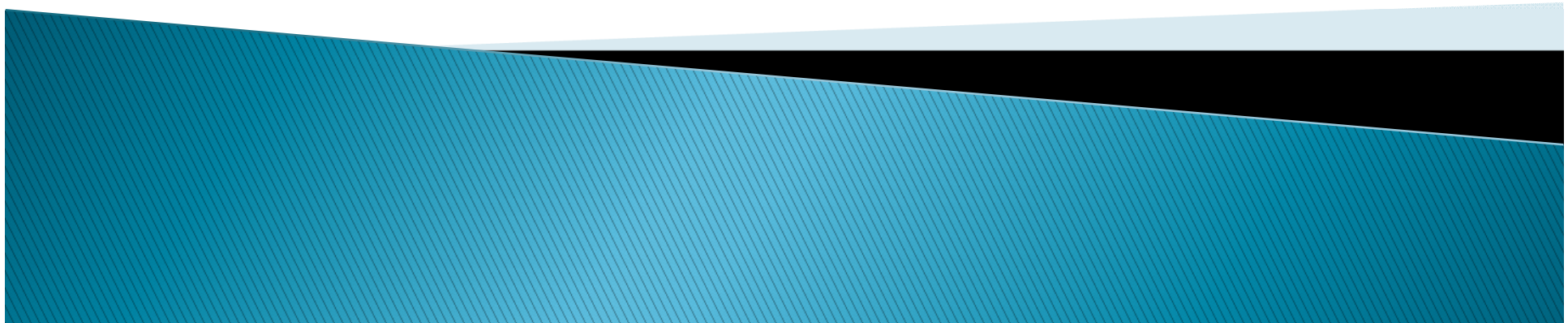


若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会

2016年1月27日(水)

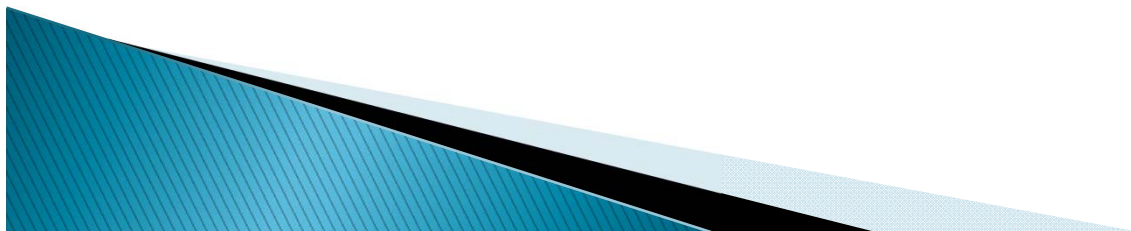
民法の成人年齢及び少年法 の適用年齢の引き下げにつ いて

早稲田大学法学学術院教授
棚村 政行



1 若年者の実情と課題

- ▶ 人口減少社会へー2048年には1億人を割り、9913万人、2060年には8674万人と予測。
- ▶ 人口構造の大きな変化ー年少人口(0~14歳)は2015年の1500万人から2060年には791万人へ、生産年齢人口(15~64歳)が2010年の8173万人から、2060年り4418万人に半減する。高齢化も進み、2014年の65歳以上の高齢者の比率も26.0%から、2060年の39.9%と、2.5人に1人が高齢者。
- ▶ 婚姻率・婚姻件数も減少ー2014年に婚姻件数



63万5000件で、婚姻率も5.1と低下。

- ▶ 離婚率・離婚件数—2014年で22万5000件、1.80、2分20秒に1件が離婚する。
- ▶ 若者の未婚率の上昇—2010年に、男性25～29歳は71.8%、30～34歳で47.3%、女性では、25～29歳で60.3%、30～34歳で34.5%と上昇している。
- ▶ 晩婚化・晩産化—平均初婚年齢は、男性が30.9歳、女性が29.3歳と上昇し、第1子の出産



30.4歳と上昇している。

- ▶ 貧困・非正規—20代での若年者の所得が伸び悩み、アルバイトや派遣などが多い。15～24歳までの若年者の完全失業率は、2014年で、6.3%、非正規割合も51.4%と、全年齢計を上回っており、厳しい状況にある。
- ▶ 若年者の傾向・特徴—主体性・自律性の低下(指示待ち)、規範意識の低下(公共道徳やマナー、万引き等)、身体的肉体的成熟度と

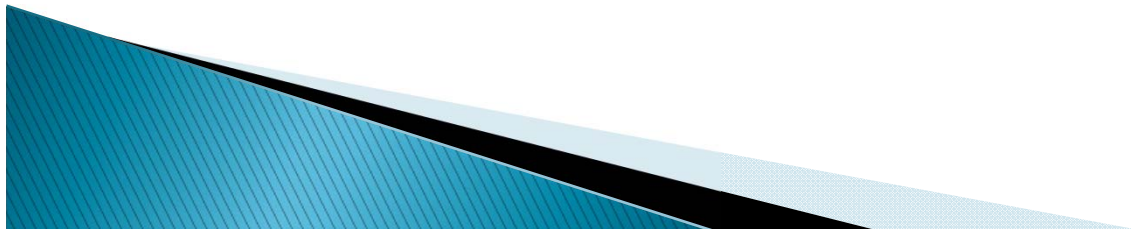
精神的社会的自立との乖離、自立が遅れる傾向、社会性・人間関係をうまく持てない、モラリアム傾向、明確な目標や夢が持てない、ニート、フリーター、ひきこもり、不登校など非社会化、自己肯定感が低い、心に傷をもったり、発達障害、コミュニケーション障害等障害をもつ若年者の増加

- ▶ 若年者の経済的社会的自立の遅れーパラサイト化、親への依存と親による過干渉・過保護、ただし、社会的経済的精神的な成熟度では、個人差があり、一概に論じられない。



2 民法の成人年齢引き下げ

- ▶ 明治29年の民法(明治民法)3条で、「満20年ヲ以テ成年トス」と定めた。明治9年太政官布告41号で、律令を参考に、満20歳以上を「丁年」としていたのを踏襲した。丁年は、課税、徴兵等の基準年齢であり、公法上の制度と言えた。
- ▶ 欧米の先進国が当時21～25歳を成人としていたのに対して、日本人は欧米より精神的な成熟が早いなどと20歳で成人としたと説明される。
- ▶ 民法では、行為能力は満20歳、遺言や養子縁組は15歳、婚姻は男18歳、女16歳としている。



- ▶ 2007年5月に成立した18歳以上に投票権を認める憲法改正のための「国民投票法」附則3条1項で、公職選挙法、民法等の成人年齢の規定の見直しが求められた。
- ▶ 2008年2月に、民法の成人年齢の引き下げの検討が答申され、3月に、法制審議会は、民法成人年齢部会を設置し、2009年6月に、同部会は最終報告書を取りまとめた。
- ▶ 将来の国づくりの中心となるべき若年者への期待—少子高齢化が進む中で、18歳、19歳を大人として扱い、大人としての責任を自覚

してもらおう。

- ▶ 若年者は、精神的社会的自立が遅れ、自分の人生に夢が持てない、進学も就職もしないニート、フリーター等の若年者の増加から、慎重論・反対論も有力に主張された。
- ▶ 欧米諸国でも、1960年代から70年代に、選挙年齢とともに、私法上の成人年齢を18歳に引き下げる改革がなされたが、併せて、若者の自立支援のための相談・情報提供・教育の強化の施策が推進された。

- ▶ 日本での具体的な自立援助の施策として、キャリア形成支援、シティズンシップ教育、ワンストップ・サービスセンター、早期に社会経験を積む社会参画プログラム、被虐待経験をもつ子らへの支援、子育て支援の充実等が指摘された。
- ▶ 契約年齢引き下げの意義—18歳、19歳の大学生等はアルバイトで金銭を得ている者、高校卒業後に就職をした者も多く、親権者が関与しているケースは少なく、18歳引き下げで、本人自ら単独で判断し費消できるメリットがある。




- ▶ 親権の対象となる年齢の引き下げの意義—児童虐待・ネグレクトの増加に伴い、18歳への引き下げは、不当な親権行使から子を解放するメリットも主張されたが、このよう点はメリットと言い難いとされた。
- ▶ もっとも、若年者を対象にする悪質商法や消費者被害の拡大に対しては、若年者専用の相談窓口の設置、判断力の不足に乗じた若年者の契約の取り消しを認めるとか、法教育、消費者関連等の充実。
- ▶ 若年者の自立援助の施策の充実—ニート、フリーター、ひきこもり等社会生活を円滑に営むことに困難を伴う若者の総合的支援に向けた施策の充実
- ▶ 高校教育における生徒指導上の問題点—成年に

達した子への指導の継続・親権者への入学時の約束の取り付け等の対応

- ▶ 一般国民への周知徹底—民法の成人年齢は各種の法令の基準年齢になっていることも多く、国民生活に重大な影響を及ぼす。したがって、成人年齢引き下げの周知や影響について、理解しやすい形で示す必要がある。
- ▶ その他の問題—成人に達する日(成人になる日)、養子できる年齢(20歳)、婚姻適齢(18歳で揃える)

3 少年法の適用対象年齢

- ▶ 旧少年法は、18歳未満だったが、現行少年法は、20歳未満に引き上げた(少年法2条)。若年犯罪者の増加と悪質化、刑事責任より保護処分が適切との年齢引き上げの理由
 - ▶ 成人年齢が引き下げられると300本を超える法令等が影響を受けると言われるが、年齢の基準は、それぞれの法令の目的・趣旨にしたがって議論すべきで、一律に論じられるべきではない。
- 

- ▶ 少年法の適用対象年齢も、少年法の目的である少年の健全育成・保護主義(少年法1条)、立ち直り支援、科学的調査主義(同8条、9条)などを考慮し、引き下げの是非を問うべき。
- ▶ 少年事件の増加・凶悪化についての誤解—統計的には少年事件、少年犯罪は減少傾向。厳罰化の世論の動きについては注意が必要。
- ▶ マスコミやメディアの取り上げ方にも問題あり。
- ▶ 18歳、19歳の少年による事件の多くは、

自動車運転過失致傷、道交法違反、窃盗、傷害、遺失物横領などであり、凶悪犯の割合は低い。

- ▶ 少年法の適用対象年齢を18歳に引き下げることで、家庭裁判所において、専門的調査や教育的働きかけが受けられない若年者が増加し、起訴猶予で終わってしまわないか。
- ▶ 児童の権利に関する条約1条で、18歳未満を大人と子どもの分岐点としている。

- ▶ 欧米諸国の動向ードイツでは、18歳未満を少年とし、18～20歳を若年成人とし、事件の性質や成熟度等に応じて、少年裁判所法の適用もできる。イギリス、スウェーデン、オランダ、オーストリアでも、少年は18歳未満とするが、一定年齢までの者については、特別の取扱を定めている。アメリカでも、大半の州が18歳未満又は17歳未満を少年とする。
- ▶ 現行の少年法制は、全件を家庭裁判所に

送致し、家庭裁判所調査官、少年鑑別所の科学的調査の結果を踏まえて、保護処分を決定し、少年院送致、保護観察等の保護処分
分で、少年の立ち直りを支援する充実した仕組みを用意しており、18歳引き下げの必要性はあるのか。



4 結論

- ▶ 少年法の基本理念の尊重—少年刑事司法については、正義モデルと福祉・教育モデルの対立があるが、基本的に、日本の少年法は、保護主義に依拠している。厳罰化や必罰主義に流されてはいけない。立直りや改善・教育・育て直しを支援する視点が重要。
- ▶ 少年法制での責任の自覚・規範意識の醸成—少年刑事司法における「子ども」「少年」と「大人」との最低法定年齢の規律の意義。

- ▶ 自己責任と後見的保護主義(パターナリズム)の調和・バランス。
- ▶ 世論の動向・国民の意識—読売新聞が2015年8～9月に実施した調査で、少年法適用年齢の引き下げに賛成は88%。成人年齢は、反対53%。
- ▶ グローバル化、少子高齢化、非婚化、貧困、格差、無縁化などに伴う子ども・若者施策の充実—家族や社会経済環境の変化に伴い、若年者に必要な支援や保護をするとともに、責任や義務に対する理解や自覚を促す必要もある。



- ▶ 以上のように、若年者の家庭環境、未熟さ、立ち直りや更生なども考慮したうえで、少年法適用対象年齢も18歳未満に引き下げるが、18歳、19歳等の一定年齢の若年者に対する家庭裁判所での保護処分と地方裁判所での刑事手続との選択を可能にし、若年成人への更生保護・矯正等の特別措置を可能とする法整備と社会的な支援の充実強化を図るべきではないか。

